

WRO Japan 山形大会運営規則

第1条（目的）

WRO Japan 山形県実行委員会（以下実行委員会という）が主催し、大会運営を円滑に行うことを目的とする。

第2条（組織）

1. 本大会の運営組織は、実行委員会役員、事務局、運営委員をもって構成する。
2. 実行委員長は、大会運営に関する業務を統括し、一切の権限を有する。
3. 実行委員は、大会運営に関する業務を行い、競技上の責任を有する。
4. 事務局は、大会参加募集・受付、開催日の調整及び会場設営等の大会運営に関する庶務的・実務的業務を行う。
5. 運営委員は、大会運営に関する業務を行い、競技上の責任は有しない。但し、大会の規模により柔軟に対処する。
6. 審判長・審判員は、実行委員長が委嘱する。
7. 審判長は、審判員を代表し、審判員による審判団を形成する。
8. 審判団は、競技ごとに主審・副審を定め、大会競技規則に基づき競技の審判・進行の業務を行う。

第3条（大会開催）

大会の開催は原則として年1回とし、開催日及び開催場所は実行委員会が定める。

第4条（競技内容）

1. WRO Japan 全国連絡会議で決定された WRO Japan 決勝大会競技ルールに基づき、実行委員会が決定する。
2. 大会運営規則は WRO Japan 決勝大会競技ルールに優先する。
3. 大会雲形規則の決定にあたっては、予選会であることを優先し WRO Japan 決勝大会競技ルールを変更することができる。

第5条（参加ロボット）

1. 参加できるロボットは、競技規則に基づき参加者自身が回路や車体を製作、プログラムを作成したロボットとする。
2. 製作者は、ロボットにネーム（公序良俗に反しないもので10文字以内、ワープロで変換可能な文字）を付け、参加申込時に登録すること。

第6条（参加資格）

1. WRO Japan 決勝大会参加規約に該当する児童生徒

第7条（表彰）

- 1 各部門の表彰は次のとおりとし、副賞を与えることができる。
 - (1) 優勝 表彰状
 - (2) 準優勝 表彰状
 - (3) 第3位 表彰状

第8条（特別審査委員）

1. 特別審査委員は、実行委員会が選考し実行委員長が委嘱する。特別審査委員は、実行委

員長 1 名、事務局 1 名、審判長 1 名の計 3 名で構成する。

2. 特別審査委員は、第 7 条 3 で制定された各賞の審査を行う。

第 9 条（Japan 決勝大会出場権）

Japan 決勝大会出場権は、実行委員会が大会競技規則に基づき協議・決定することができる。

第 10 条（補 足）

大会の規模・内容等に特別の事情がある場合は、本大会運営規則の精神を損なわない限り、本規則によらないことができる。

第 11 条（改 訂）

本規則の改訂は、実行委員会の議決による。

付 則 本規則は、平成 27 年 6 月 10 日より施行する

※詳細については、WRO Japan 山形大会競技規則（競技規則）と WRO Japan 山形大会実行委員会申し合わせ事項（申し合わせ事項）を参照する。